

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金 ひまわり助成事業募集要項

応募期間

令和3年5月14日（金）～令和3年6月14日（月）必着

1 助成金の趣旨・目的

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金では、互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現のために、障害者・高齢者・難病患者・子育て中の母親及びその家族など支援を必要としている人を対象に、介護保険法や障害者総合支援法などの公的なサービス以外の地域福祉サービス（たすけあい活動や制度外有償サービス）を立ち上げたい、または現状のサービスを拡充したいという団体に対する助成を行います。

2 助成対象団体

下記①～③の全てに該当する団体を対象とします。

- ①非営利の社会福祉活動を行い、県内に事務所を有し、県内を中心に小域福祉圏（小学校区、中学校区）で活動している団体
- ②組織の運営に関する規則を定めている団
- ③社会福祉法人、NPO法人、10人以上の会員で構成されている任意団体のいずれかの団体

※ただし、上記の条件を満たしても、下記のいずれかに該当する場合は、助成対象から除きます。

- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- ・特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体
- ・暴力団であること、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体

3 対象となる事業

募集種別は、下記の2つとなります。どちらか対象となる事業を選択してください。

[A. 新規事業]

新規に、地域福祉サービス（たすけあい活動や制度外有償サービス）を立ち上げようとしている団体に対し助成するもの

（例示）

- ①新たに地域福祉サービスを実施するにあたり、活動内容を周知するためのリーフレット等の作成
- ②障害のある方々がそれぞれの障害の特性がある中で、地域の健常者の方々に理解の輪を広げながら共に楽しく暮らしていくための啓発パンフレットの作成

[B. 拡充事業]

- (1) 既に、地域福祉サービス（たすけあい活動や制度外有償サービス）に取り組んでいる団体が、活動区域や対象者を拡大したり、新たなたすけあい活動や制度外有償サービスを実施したりするなど、事業の拡充に対し助成するもの（単にサービス利用者の増加を図るための経費は対象になりません。）
- (2) 既に、介護保険事業所などの公的サービスを実施している団体が、新たに地域福祉サービス（たすけあい活動や制度外有償サービス）を立ち上げる場合に対し助成するもの

(例示)

- ① 障害者・一般市民がけがや外出等の理由により、車椅子の利用を必要とする場合に車椅子を無償で貸出（車椅子購入）
- ② 高齢者・障害者で車椅子を必要とする方への、エレベーターの無い公共施設での可搬型昇降機を使用したサービスの提供（階段昇降機購入）
- ③ 高齢者や障害者のために階段昇降機の利用や、車椅子で乗車が可能な車を利用した外出支援サポート（階段昇降機を搭載できる電動ウインチ付軽自動車購入）
- ④ 保護者が昼間不在の児童に対し、放課後に遊び、学習、生活の場を提供し、一人親や生活保護受給者の自立支援に取り組む（机、送迎車両購入）
- ⑤ 知的障害者の放課後支援及び春、夏、冬休みの療育を含めた支援（放課後デイサービス事業の実施）
- ⑥ 活動の規模拡大・老朽化等に伴う備品・機器の購入・買い換え（エアコン、パソコン等）

※新規・拡充事業とも、本申請と同じ事業に対し、県・市町村・社協・共同募金などの補助金、助成金その他公的な助成を受けている（予定を含む）場合は対象としません。

4 助成対象経費

[A. 新規事業]

主に、設備費（冷暖房・風呂・手すり設備等）、備品購入費（車いす・事務機器等）、車両購入費、印刷費（パンフレット制作等）等の助成事業に直接要する事業費を対象とします。

[B. 拡充事業]

主に、設備費（冷暖房・風呂・手すり設備等）、備品購入費（車いす・事務機器等）、車両購入費、修繕費、印刷費（パンフレット制作等）といった経費で、拡充部分の助成事業に直接要する事業費を対象とします。

※新規・拡充事業とも人件費や団体全体の地代家賃・水道光熱費などの管理費は対象外とします。

5 対象となる事業期間

[A. 新規事業 B. 拡充事業共通]

事業開始の日（令和3年4月1日以降）から令和4年3月31日までの間に実施する事業の経費に限ります。

6 助成金額

[A. 新規事業]

対象となる事業経費と100万円のいずれか低い額を上限として助成します。

[B. 拡充事業]

対象となる事業経費の1/2と50万円のいずれか低い額を上限として助成します。

7 助成団体数

- ・新規事業2団体
 - ・拡充事業2団体
- （いずれも予算の範囲内）

8 助成回数

[A. 新規事業]

新規事業については、本助成金の交付を受けることができるのは1団体1回限りとします。

※今年度に新規事業の本助成金を受けると来年度以降は新規事業の助成金は受けることができません。

[B. 拡充事業]

拡充事業については、過去に本助成金を受けた団体も対象となります。

※平成20年度までに千葉県で実施した「あなたに合わせた支援事業所支援事業補助金」を受けた団体について、新規事業の助成は受けることができませんが、拡充事業の助成金は受けることができます。

9 応募方法

①応募用紙

千葉県社会福祉協議会、県民活動情報オフィス（千葉県庁本庁舎2階）等で配布します。

また、千葉県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

②応募方法

下記の書類を郵送又は持参してください。（ファックス、Eメールは受理しません。）

また、提出いただいた書類や団体資料等は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。

③提出先：千葉県社会福祉協議会総務部

(1) 交付申請書	(別記第1 - 5号様式)
(2) 団体に関する調書 (その1)	(別紙10 - 1)
(3) 団体に関する調書 (その2)	(別紙10 - 2)
(4) 団体に関する調書 (その3)	(別紙10 - 3)
(5) 助成事業計画書	(別紙11)
(6) 収支予算書 (見積書写し等添付)	(別紙12 又は 13)
(7) 直近の事業報告書	(任意様式)
(8) 直近の決算書	(任意様式)
(9) 定款、寄付行為または規約	
(10) 役員名簿	(任意様式)
(11) その他団体の活動を紹介する資料 (団体の会報、パンフレット等)	(任意様式)

10 審査方法

[A. 新規事業 B. 拡充事業共通]

審査にあたっては、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業運営委員会の審査を経た上で助成団体・金額等の決定を行い、各申請団体であてに結果を通知します。

また、選考にあたっては、各申請団体に助成事業運営委員会で事業説明(プレゼンテーション)を行っていただいた上で、以下の視点を踏まえ総合的に判断します。

※令和3年8月下旬を予定

・実行性	提案した事業を確実に遂行できる、組織体制であるか
・自立性	事業を運営するための資金、その他日常の活動のための資金確保がなされているか
・実現性	実現可能な企画、運営等が立案されているか
・継続性	助成年度以降も事業を継続できる見込みがあるか
・普及性	成果が広く県内の小域福祉圏(小学校区・中学校区)に普及されるか
・発展性	地域社会にインパクトを与え、本県の地域福祉活動の発展につながるもの
・事業説明	事業の実施に意欲や熱意があるか

11 活動・事業報告書の提出

助成金の交付決定を受けた者は、当該年度の終了後1か月以内に次の書類を提出しなければなりません。

(1) 実績報告書	(別記第4 - 5号様式)
(2) 助成事業成果報告書	(別紙6)
(3) 収支決算書 (領収書写し等添付)	(別紙7 又は 8)
(4) 団体全体の収支決算 (見込) 書抄本	(任意様式)
(5) その他助成事業に関する資料	(任意様式)

なお、収支決算書については、内容を確認させていただきますので、あらかじめ領収書や帳簿の整理をしておいてください。

※助成金に残額が生じた場合等は、返還していただくこととなりますのでご了承ください。

12 助成金の返還義務

次の場合にはこれを公表し、助成金の一部又は全部を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき
- (3) 対象活動を中止したり、縮小したり、完了できないとき

13 スケジュール

・千葉県社協HP掲載・応募用紙配布	4月上旬～
・申請期間	5月14日～6月14日
・選考・プレゼンテーション（助成金運営委員会開催）	8月下旬予定
・助成金交付決定	} 9月～10月予定
・概算払請求書提出	
・助成金交付予定	
・事業の実施	
・助成金事業実績報告書提出	
	～令和4年3月31日まで 令和4年4月頃

14 情報提供について

- (1) 応募のあったすべての団体について、ホームページ等で公表させていただく場合があります。
- (2) 選考された団体についても積極的な情報の提供をお願いします。
- (3) 選考された団体については事業内容や事業の成果等を発表していただく場合があります。

15 その他

選考された団体について、事業の実施状況について必要に応じて説明、報告を求め、またはこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧し、調査することがあります。

16 問い合わせ先・申請相談受付

千葉県社会福祉協議会総務部（千葉県社会福祉センター2階）
〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3
TEL 043-245-1101 / FAX 043-244-5201
URL <http://www.chibakenshakyō.com>



※応募説明会について

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。

別記第1-5号様式(第5条)
(ひまわり助成事業)

令和 年 月 日
第 号

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
会 長 石 渡 哲 彦 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成金交付申請書

令和3年度において、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成金(ひまわり助成事業)の交付を下記のとおり受けたいので、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------------|----------|------------|
| 1 | 助成金申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 | |
| 3 | 申請種別 | A. 新規事業 | B. 拡充事業 |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1) 団体に関する調書(その1) | | (別紙10-1) |
| | (2) 団体に関する調書(その2) | | (別紙10-2) |
| | (3) 団体に関する調書(その3) | | (別紙10-3) |
| | (4) 助成事業計画書 | | (別紙11) |
| | (5) 収支予算書(収支予算書及び見積書写し等) | | (別紙12又は13) |
| | (6) 直近の事業報告書 | | (任意様式) |
| | (7) 直近の決算書 | | (任意様式) |
| | (8) 定款、寄付行為または規約 | | |
| | (9) 役員名簿 | | (任意様式) |
| | (10) その他団体の活動を紹介する資料(団体の会報、パンフレット等) | | (任意様式) |

団体に関する調書(その1)

団体名 (法人の場合は法人名を 記入してください)		ふりがな -----	
団体の所在地		ふりがな 〒	
代表者氏名		ふりがな -----	
連絡先 (必ず連絡が取れる ところをお書きくださ い。なお、代表者と同 一でも構いません。)	氏名	ふりがな -----	
	住所	〒	
	電話		FAX
	e-mail		
団体の設立年月日		年 月 日 (法人の場合は法人設立日)	
組織形態及び会員数		単位団体・連合組織	会員数 名
事業対象区域			
団体の目的 (組織としての活動目的)			
これまでの主な活動実績 (箇条書きで記入)			
他団体等(千葉県を含む) からの資金助成 及び委託の実績 (過去2年分を記入)		例: ○○年度 △△財団 ◇◇円 (○○に関する事業)	
直近の事業年度の 年間支出額		前々年度: _____ 円 (_____ 年度) 前年度: _____ 円 (_____ 年度)	
機関紙発行の有無	有	機関誌名 _____	無
		発行期間(定期: _____ 回/年, 不定期)	
ホームページの有無	有	URL: _____	無
本助成金を どこで知りましたか?			

※記入欄が足りない場合は、別紙等を利用して記入してください。

団体に関する調書(その2)

令和 年 月 日

成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面

団体名 _____

代表者名 _____

下記の役員については、成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ていない者のいずれにも該当しないことを確認しました。

役 職 名	氏 名 (ふりがな)

- ※ この書類は、法人格のない任意団体が応募する場合に必要な書類です。特定非営利活動法人及び社会福祉法人が応募する場合は提出の必要はありません。
- ※ 証明書の添付は、不要です。

団 体 に 関 す る 調 書 (その3)

令和 年 月 日

団 体 目 的 等 に つ い て の 確 認 書

団体名_____

代表者名_____

当該団体は、下記のいずれの事項にも該当することを確認しました。

記

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- 3 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- 4 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

※ 本確認書の内容と違う実態がある場合に、すでに支払った助成金を返還させることがあります。

助 成 事 業 計 画 書

1 事業の概要

誰のために、どのようなサービスを提供するのかを100字程度で記入してください。

「誰のために」の部分は、高齢者、障害者、子どもなどの対象者を明確にしてください。住民の日常生活を支援するものであり、対象者やサービスの範囲は広いことがポイントです。

2 事業の動機

なぜこの事業に取り組みたいと考えたのか。この事業を行うことで達成したい目標や状況について記入してください。

3 事業の拡充の説明 * B 拡充申請事業のみ記入してください。

活動区域や対象者の拡大、新たな制度外サービスの実施など、これまでの事業から何が拡充されるのかを明確に記入してください。

〔単に利用者の増加を見込むだけの場合は拡充にあたりません。〕

4 助成事業の具体的な実施手法

提供区域(市町村)	サービス提供対象者	対象人数(見込み)
	子ども	人
	高齢者	人
	障害者	人
	その他 ()	人
(上記対象者に対して、いつ、どこで、どのようなサービスを提供するのかを具体的に記入してください)		

5 翌年度以降の事業見込み

提供区域(市町村)	サービス提供対象者	対象人数(見込み)
	子ども	人
	高齢者	人
	障害者	人
	その他 ()	人
(翌年度以降の事業見込みについて記入してください)		

6 事業実施のスケジュール

4月1日以降に既に事業を実施している場合は、開始当初から年度末までの計画を記入してください。

年 月	内 容（実施すること）

7 その他現在提供しているサービス

<p>[制度内のサービス]</p> <p>介 護 保 険 ()</p> <p>障 害 者 ()</p> <p>自 立 支 援 給 付 ()</p> <p>そ の 他 ()</p> <p>[制度外福祉サービス]</p>
--

※ 提供しているサービスを具体的に記入してください。

別紙12（新規事業用）

収 支 予 算 書

<本書は、助成対象事業のみの収支予算について記載してください。>

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(1) 事業収入

項 目	事業全体の収入額	積算根拠（詳細に記載してください）
民間団体等の助成金	円	
利用者等負担金		
会 費 収 入		
寄 附 金		
本 助 成 金		
そ の 他 （具体的に記入）		
収 入 総 額		

(2) 事業支出

項 目	事業全体の支出額	積算根拠（詳細に記載してください）
助成対象経費	円	
助成対象外経費		
支 出 総 額		※助成対象経費となります
助成金申請額		[A. 新規事業] 上記助成対象経費の額か助成限度額のどちらか少ない額

※ 新規事業の場合に作成してください。

※ 収入総額と支出総額は同額となります。

※ 各用紙の記入欄が足りない場合は、別紙等を利用して記入してください。

別紙13 (拡充事業用)

収 支 予 算 書

<本書は、助成対象事業のみの収支予算について記載してください。>

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(1) 事業収入予算額

項 目	事業全体の収入額	内拡充に係る収入額	拡充に係る収入額の積算根拠
民間団体等の助成金	円	円	
利用者等負担金			
会 費 収 入			
寄 附 金			
本 助 成 金			
そ の 他 (具体的に記入)			
収 入 総 額			

(2) 事業支出予算額

項 目	事業全体の支出額	内拡充に係る支出額	拡充に係る支出額の積算根拠
助成対象経費 費 費 費 費	円	円	
助成対象外経費 費 費			
支 出 総 額			
助成金申請額		[B. 拡充事業] 上記助成対象経費の額に1/2を乗じた額 か助成限度額のどちらか少ない額	

※ 拡充事業の場合に作成してください。

※ 収入総額と支出総額は同額となります。

※ 各用紙の記入欄が足りない場合は、別紙等を利用して記入してください。

別記第3-5号様式（第8条）
（ひまわり助成事業）

令和 年 月 日
第 号

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
会 長 石 渡 哲 彦 様

（団体名）

（代表者氏名）

⑩

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業（変更・中止・廃止）承認申請書

令和3年度千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業（ひまわり助成事業）の内容を、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成金交付要綱第8条の規定により承認を申請します。

記

- 1 （変更・中止・廃止）する内容
- 2 （変更・中止・廃止）する理由